

教育委員会教育長 訓 令 番 号	教育委員会教育長訓令名	公布年月日
教育委員会教育長 訓 令 第 1 号	さいたま市教育委員会事務専決規程の一部 を改正する訓令	令和5年3月28日

さいたま市教育委員会教育長訓令第1号

さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市教育委員会事務専決規程（平成15年さいたま市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(校長及び副校長の専決事項) 第4条 小学校等の校長の専決事項は、次のとおりとする。 (1) 小学校等の教職員（教育職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。以下同じ。）、学校栄養職員及び事務職員（さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）別表第3の規定の適用を受ける者（以下「学校事務職員」という。）に限る。）をいう。以下同じ。）の扶養手当の額等を認定すること (2)～(4) [略] 2～5 [略]	(校長及び副校長の専決事項) 第4条 小学校等の校長の専決事項は、次のとおりとする。 (1) 小学校等の教職員（教育職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。以下同じ。）、学校栄養職員及び事務職員（さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）別表第3の規定の適用を受ける者（以下「学校事務職員」という。）に限る。）をいう。以下同じ。）の扶養手当の額等を認定すること (2)～(4) [略] 2～5 [略]

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。